相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東新小岩四丁目六八五番地、最後の住所東京都葛飾区東新小岩四丁目六番四号　被相続人　亡　奈良橋幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

東京都千代田区麹町一―六―三クレール麹町ビル二階・三階・四階半蔵門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　繁樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市久美浜町市野々六八三番地、最後の住所京都市南区吉祥院石原長田町一番地の一桂川ハイツ五号館二〇七号室　被相続人　亡　森内　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号第二ヒロタビル二階倉持法律事務所

相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区西浅草二丁目一三四番地二、最後の住所東京都台東区西浅草二丁目一四番一三―四〇二号マンション西浅草　被相続人　亡　榎本　康子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

横浜市中区海岸通三丁目一三番地一

相続財産管理人　弁護士　松井　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市前飛保町寺町一五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古田　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル五階

相続財産管理人　岡田　千絵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町二八八番地

相続財産管理人　弁護士　谷口　直大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区京橋三丁目四番地一一、最後の住所東京都あきる野市三内七〇五番地南聖園　被相続人　亡　北川富士子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

事務所東京都港区虎ノ門四―一―一〇青木ビル七階清宮・生山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生山　龍子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区木場五丁目一二番地三、最後の住所横浜市都筑区茅ケ崎東五丁目一三番一号都筑の里　被相続人　亡　古堀　和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

横浜市中区海岸通三丁目一三番地一

相続財産管理人　弁護士　松井　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市前飛保町寺町一五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古田　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル五階

相続財産管理人　岡田　千絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市今伊勢町本神戸字宮山一四八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野村　光弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

愛知県名古屋市東区徳川二丁目二〇番一一号　相続財産管理人　弁護士　山崎　拓哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市名東区高針台三丁目一〇八番地、最後の住所滋賀県米原市甲津原五一九番地　被相続人　亡　橋本　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

滋賀県彦根市佐和町三―一五千祥ビル四階

相続財産管理人　生駒　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市緑区有松町大字桶狭間字愛宕西二三番第三七六番地、最後の住所大阪府大東市深野四丁目五番二六号　被相続人　亡　大参　良彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　細見　文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県長浜市余呉町新堂七三〇番地、最後の住所大阪府守口市大枝北町五番一〇号　被相続人　亡　新堂　道夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

大阪市中央区平野町一―七―三ＢＲＡＶＩ北浜五階　さくら北浜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　敬子

第27期決算公告

平成26年12月16日

宮城県仙台市青葉区五橋1丁目1番17号

株式会社アイアックス

代表取締役社長　中村　盛一

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,683
	固定資産	408,794
	資産合計	494,478
負純資産の債及び部	流動負債	4,752
	負債	6,875
	株主資本	482,158
	資本金	99,125
	資本剰余金	383,033
	利益剰余金	23,267
	利益準備金	359,766
	その他利益剰余金	(16,804)
	（うち当期純損失）	692
	評価・換算差額等	494,478
	負債・純資産合計	

第27期決算公告

平成26年12月16日

宮城県仙台市青葉区五橋1丁目1番17号

株式会社ＭＳＣ東北

代表取締役社長　羽柴　頼和

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,342
	固定資産	5,830
	資産合計	61,173
負純資産の債及び部	流動負債	14,322
	株主資本	46,850
	資本金	35,000
	資本剰余金	11,850
	利益剰余金	862
	利益準備金	10,988
	その他利益剰余金	(3,592)
	（うち当期純利益）	61,173
	負債・純資産合計	

第59期決算公告　平成26年12月16日

青森市新町一丁目13番2号

武田株式会社

代表取締役　武田　隆一

貸借対照表の要旨（平成26年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,369,510
	固定資産	5,645,374
	合計	7,014,884
負純資産の債及び部	流動負債	1,071,621
	固定負債	305,378
	株主資本	5,637,885
	資本金	99,600
	資本剰余金	33,961
	資本準備金	33,961
	利益剰余金	5,504,324
	利益準備金	34,500
	その他利益剰余金	5,469,824
	（うち当期純利益）	(215,927)
	合計	7,014,884